

5 輸国第 1046 号
令和 5 年 6 月 14 日

北海道農政事務所長
各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

農林水産省輸出・国際局長
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の
別紙の一部改正について

我が国からヨルダン向けに輸出される水産食品については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙 J0-S1「ヨルダン向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき取り扱われているところです。

今般、ヨルダン政府が衛生証明書の添付を求める対象品目が拡大されたことを踏まえ、別紙 J0-S1 について下記のとおり改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしくお願いいたします。また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

- (1) 衛生証明書の発行対象となる食品の HS コードを追加するとともに、「衛生証明書が必要となるヨルダン向け輸出水産食品一覧」（別添 1）を削除。
- (2) (1) に伴う別添番号の修正。